資料１－１

明　国　諮　第　１　号
2026年(令和８年)8月26日

明石市国民健康保険運営協議会会長　様

明石市長　　丸　谷　聡　子

明石市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

記

１　結核医療付加金の廃止

被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の２の規定により、医療を受けたときに支給する結核医療付加金を廃止すること。

２　施行期日

令和９年４月１日